

平成 20 年 6 月 16 日

日本公認会計士協会 御中

全国銀行協会

「後発事象に関する監査上の取扱い」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 「1. はじめに」について

「また、本報告では金融商品取引法の内部統制報告書に記載される後発事象については取り扱っていない。」とあるが、内部統制報告書に記載される後発事象の取扱いに関する委員会報告等を、別途、作成していただきたい。

(理由)

本公開草案では、内部統制報告書に記載される後発事象の取扱いが不明確である。

2. 「6. (2) 金融商品取引法の監査報告書日後、有価証券報告書の提出日までに発生した後発事象について、経営者から報告を受けた場合の取扱い」について

財務諸表監査報告書と内部統制監査報告書の作成上の取扱いを明確化していただきたい。

(理由)

会計上の後発事象を有価証券報告書中「経理の状況」の「その他」に含めた場合には、財務諸表監査の対象外となる一方で、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」Ⅱ. 1. ① ロ. a. に規定されるように、内部統制報告書では対象としなければならないケースが想定される。会社が当該「その他」を公表財務諸表数値と密接に結びついた項目として重要と考えて、内部統制報告書における評価の対象に加え、当該報告書の日付を変更すると、監査人は当該項目の監査および内部統制監査報告書の日付を変更する必要がある。この場合、財務諸表監査報告書は内部統制監査報告書と合わせて記載すること

ができなくなると考えられるが、具体的な取扱いを明確化していただきたい。

以 上